

うたしない福祉関連事業 従事者移住支援金のご案内

移住前にご相談ください

市内の福祉施設等の人材確保、少子化の進行を少しでも抑制するため、定住する意思をもって市に転入する世帯が、支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において、福祉関連事業従事者移住支援金を交付する事業を実施します。

<対象となる方>

市内の福祉施設等に就業し、歌志内市に移住した方

※令和6年4月1日以降に移住した方が対象となります。

※各種要件等の詳細は裏面をご覧ください。



<交付金額>

移住支援金基本額：1世帯あたり **100** 万円

子育て世帯加算：子ども一人あたり **20** 万円

※「子育て世帯」4月1日時点で18歳未満の子、又は妊娠中であって、母子健康手帳の交付を受けている者を含む世帯

《例 子どもが2人の親子世帯の場合》

基本額 100万円 + 子育て加算 20万円 × 2人 = 140万円

<対象となる福祉施設等>

市内の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、救護施設、訪問介護事業所、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、サービス付き高齢者住宅、社会福祉協議会

<申請期限>

令和7年2月28日（金）まで

【ご注意】 予算の範囲内での交付となります。予算がなくなり次第、終了となりますので、申請を検討されている方は、必ず事前にご相談ください。

あなたの就労・移住を応援します！

お問い合わせ

歌志内市役所 保健介護課 保健介護グループ

TEL 0125-74-6616

メール hoken.kaigo@city.utashinai.hokkaido.jp